

「2015年版訪問看護関連報酬・請求ガイド(第2版)」の補足・訂正について

厚生労働省に確認させていただいた事項も含めて、下記のとおり、本ガイドを訂正させていただきます。ご購入いただいた皆様にはお手をかけて申し訳ございません。ご確認くださいませようをお願いいたします。

【介護保険】

- P17 (1) 訪問看護費の所要時間に応じた算定の②長時間訪問看護を複数回に区分しないこと
○前回訪問から2時間以内であっても、20分未満と~~20分未満~~、又は緊急訪問とは合算しない。 ⇒ 「と20分未満」を削除
- P28 3) 外部サービス利用型(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所との委託契約
○の3つ目 受託した訪問看護ステーションは(介護予防)訪問看護の報酬
准看護師は81/100に相当する単位数(介護予防で20分未満の訪問看護に限る)
⇒ 「介護予防で」を削除

【医療保険】

- P52 3) 精神科訪問看護療養費(Ⅲ) ⇒ 精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)に訂正
2行目の「精神科基本療養費(Ⅰ)」⇒ 精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)に訂正